

グループ交流支援制度

4名以上のグループで宮崎空港発着の国際定期便を利用する場合、**グループの人数に応じて渡航経費の一部を補助**します！

対象期間

令和3年4月1日出発便～令和4年3月31日到着便 ※予算の上限に達した時点で終了します。

支援の内容

宮崎空港発着の国際定期便（LCCを除く）を利用する場合、グループの人数に応じて渡航に要する経費の一部を補助します。また、同一の航空会社により乗り継ぎ利用する場合は、支援額を加算します。

グループ の人数	県内グループ		県外グループ		乗継加算(1人当たり)
	片道利用	往復利用	片道利用	往復利用	
4名～8名	10,000円	20,000円	6,000円	12,000円	同一航空会社を利用して乗り継ぎ 利用する場合、左記の金額に加え、 1人あたり以下の額を加算
9名～13名	20,000円	40,000円	12,000円	24,000円	
14名～18名	30,000円	60,000円	18,000円	36,000円	・往復利用 2,000円 ・片道利用 1,000円
19名～23名	40,000円	80,000円	24,000円	48,000円	
24名～28名	50,000円	100,000円	30,000円	60,000円	(例) 乗り継ぎ 宮崎 → ソウル → シンガポール (アジアナ航空) (アジアナ航空)
29名～33名	60,000円	120,000円	36,000円	72,000円	
34名～38名	70,000円	140,000円	42,000円	84,000円	
39名～	80,000円	160,000円	48,000円	96,000円	

○条件等

- ① 県内グループとは、以下のいずれかの要件を満たす場合とし、それ以外のグループは県外グループとします。
 - i) 法人格等を有するグループの場合、グループ（グループの事務所等の所在地又は代表者の居住地）の所在地が宮崎県内にあること。
 - ii) グループ構成員の半数以上の居住地が宮崎県内にあること。
- ② 添乗員はグループ構成員に含まれません。
- ③ 年度をまたぐ渡航は、片道のみについても補助対象となりません。
(例) 令和4年3月30日渡航/令和4年4月2日帰国 → 片道利用も対象外)

申請手続き

様式など、
詳しくはこちら

(旅行会社を通じて渡航する場合)

旅行会社

渡航証明書

渡航
グループ
(補助金申請者)

①帰国後14日以内に
交付申請書、請求書
を提出

海外渡航証明書(又は参加者全員の航空券の半券)及び名簿を添付

②交付決定・確定通知、
補助金支払い

宮崎空港
振興協議会

みやざき空旅 |
宮崎空港振興
協議会ホームページ

みやざき空旅



検索

(注意事項)

- ① 旅行会社の職員が申請することはできません。また、渡航グループの人数に添乗員は含められません。
- ② 補助金の振込先は、原則としてグループ代表者の個人口座としますが、グループ名義の口座も可能です。
- ③ 渡航終了後14日以内に当該年度の3月31日を迎える場合は、申請書の提出期限は、3月31日とします。

お問合せ先 宮崎空港振興協議会 (事務局 宮崎県総合政策部総合交通課)
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 県庁本館3階 TEL:0985-26-7038 FAX:0985-24-1383
E-mail:hojyo-shinsei@pref.miyazaki.lg.jp (補助金専用)